

る証明にも役立つよう簡明な原簿とするに努めた。そして昭和三十年十月八日付文初初第三九三号通達をして関係各方面に対し改訂案を通達し、昭和三十一年度（できるところは三十年度）から実施することになった。

今度文部省から示した幼稚園児指導要録の記載様式は参考基準案であり、絶対不動のものではない。前述の通達には「この案に基いて幼稚園および地域の特殊事情を勘案し、昭和三十一年度がら、改訂した指導要録を使用するようお願いします。」と述べられている。すなわち、個々の幼稚園や地域の特殊事情に応じて若干変えたものを作つてもよい。この案の趣旨にそつて工夫し改訂したものを見和三十一年度から使うようにということである。内容については現場における研究成果を盛り込めるようになつてある。しかし今度文部省から示した案は、わたくしからいうのは少しおかしいが、改訂委員

や研究集会参会者その他各方面の協力をよってできたものであり、良くできていると思っている。それで指導の記録の中の「指導内容」の項目については、加除変更するものが少しはあっても余り手を

加える必要はおこらないのではないかと考えている。人によってはこの案は中途半端である。これでは指導には役に立たない。もっと詳細なものが必要だと云うかも知れない。しかしわたくしどもは、公簿としては、この程度のものでよくはないかと考へる。

指導のためには、幼稚園なり、先生個人なりで考えた詳細に記録するための補助簿が必要なのである。指導要録は一年間の補助簿を整理した結果をまとめて記録し残すものである。少くもこれだけの記録があれば、次に担任する先生もその子供についての指導の概要が分り、その子供を理解する手がかりとなり、次の指導を工夫することができるであろう。公

簿であり、すべての幼稚園にその作製を義務づけるものであるから余り複雑なものを要求するのは適当でないと思う。

三、指導要録の取扱いおよび記入上の注意

指導要録の取扱いや記入上の注意については通達に詳細に述べられているのでこれを一覽願いたいが、二、三特に注意願いたい点をあげると次の通りである。

1 小学校へ進学する場合は原本を残し、抄本を小学校へ送ること。

2 家庭への通信簿については、別に適當な様式を工夫すること。

3 「家庭環境、社会環境その他特記すべき事項」の欄に記入された事項のうち、秘密を要するものについては、その取扱に特に注意すること。

4 標準検査の記録は、最も信頼のおけるものを正確に実施した場合にのみ記入し、自信のないものは記入しなくてよいこと。

（文部省初等教育課長）